

～保護者のみなさまへ～
令和4年度（2022年度）

第1学期分からの援助を受けるには
8月24日(水)までに
お申し込みください。

就学援助制度の お申込みはお済みですか？

教育委員会では、お子様が小・中学校へ就学するために必要な学用品費などの援助を行っています（所得制限あり、生活保護世帯は除く）。なお、この制度は毎年度申込みが必要です。

対象となる方で、お申込みがお済みでない方は必ずお申し込みください。

※ 8月25日以降受付の場合は、第1学期分の援助は対象外となります。

※ 第1学期分の支給は、8月31日を予定していますが、6月11日以降の申込みは、支給日が遅れます。

すでに就学援助制度の申込みをされている場合は、再度の申込みは不要です。

対 象 者

お子さまを小・中学校に通学させている保護者で、令和3年(2021年)分の所得の合計が認定基準額以下の方。（援助を受けられるかどうかご不明の場合は、お申し込みください。）

受 付 方 法 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により「窓口受付」および「電子申込」を行います。

窓口受付 教育委員会事務局 学務保健課 学務保健係（豊中市役所 第一庁舎6階）
9:00～17:15（土・日・祝日を除く）※代理人による申込み可

電子申込 申込受付期間中に豊中市ホームページで、「電子申込システム」を検索いただき、就学援助の申込手続きを行ってください。

電子申込システム

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/denshi/denshi_s/mousikomi.html



申 込 み に 必 要 な も の

- ① 保護者名義の振込先がわかるもの（預金通帳等）
- ② 上記の他、裏面にあてはまる場合は別途書類が必要です。

豊中市教育委員会事務局 学務保健課 学務保健係 （豊中市役所 第一庁舎6階）
〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話 06-6858-2553

裏面に続く

該 当 事 項	必 要 書 類
令和 4 年 1 月 1 日時点で、 他市 にお住まいだった場合※	下記のいずれか（いずれもコピー可） A 市区町村発行の令和 4 年度（2022 年度）課税証明書 B 令和 4 年度（2022 年度）住民税の課税明細書 C 令和 4 年度（2022 年度）住民税特別徴収税額の通知書 D その他、所得を証明できるもの
令和 3 年 1 月以降に主たる生計者が失業し、現在も 失業中 の場合	雇用保険受給者証・離職票・廃業届のいずれか（いずれもコピー可）
ひとり親世帯 の場合	児童扶養手当受給証書、ひとり親家庭医療証等
同一世帯で 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 をお持ちの方がいる場合	手帳（コピー可）
令和 3 年 1 月以降に 生活保護の適用が廃止 となった場合	廃止時期の記載された保護決定通知書
令和 3 年 1 月以降に 火災等の災害 で、家屋が全半壊・全半焼・流失・床上浸水のいずれかの被害にあわれた場合	り災証明書等、被害を証明できる書類
令和 4 年 1 月以降に 新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少 した場合	令和 4 年 1 月以降に所得が減少した時点からの連続した 3 か月分の給与明細書

※居住された市区町村で所得の申告を済ませておいてください。

豊中市教育委員会事務局 学務保健課 学務保健係 （豊中市役所 第一庁舎 6 階）
〒561-8501 豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号 電話 06-6858-2553

詳しくは、豊中市ホームページ

就学援助

検索